

議会運営委員会会議録

平成16年6月16日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄	○里川宜志子	嶋田 善行
飯高 昭二	西谷 剛周	三木 誓士
中川 靖広		浅井議長

2. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

3. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開 会（午前9時00分）
署名議員 飯高委員、西谷委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。最初に議長何かご挨拶ありましたら。

議 長 おはようございます。連日にわたって議員各位の皆様には大変出席していただきまして、また忙しい中ご苦勞様です。もう最終議会という事で今日は議運で議案提出していただく事について審議していただくという事でございます。どうか一つよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。本日の委員会の会議録署名委員は、初日本会議前の議会運営委員会をお願いいたしておりますように飯高委員、西谷委員にはよろしく願いいたします。本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりであります。それでは、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、協議事項1.平成16年第3回斑鳩町議会定例会について、その1として、付議議案の取扱いについてを議題と致します。

各委員会における付託議案の審査結果のとおり、町からの付議議案については全て満場一致で可決、承認、認定、了承すべきものとされております。本会議最終日にそれぞれ委員長報告のあと、表決ということで確認を致しておきたいと思っておりますがそれでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、もし賛否の討論となりましたら討論はそれぞれ1名づつという事、これも確認したいと思っておりますがそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは町からの付議議案につきましてはそのように確認を致しておきます。

次に、陳情、要請の取扱いについてであります。建設水道常任委員会に付託されておりました陳情第2号については、委員会で採択すべきものとされ、本会議最終日に議員発議がされることとなっております。

次に、厚生常任委員会に付託されておりました要請第1号につきましては、この要請内容では委員会としてはとりまとめが出来ないとして、不採択にすべきとされておりましたが、年金法についての議員発議がされる予定であります。

次に、要請第2号については、不採択とされました。現在のところ議員発議で意見書の提出をされるということは聞いていない状況でございます。

次に、要請第3号については、採択すべきものとして厚生常任委員会全員の議員発議で意見書の提出がされることとなっております。

以上のことを確認いたしておりますので、よろしくお願いを致します。ここまでの事で、質疑等がありましたらお受けいたしたいと思っております。

(質疑なし)

委員長

安堵町はこの第2号について採択、今日の新聞に載った。私どもの方では要請第2号については、不採択とされておりますので、その点よろしくお願いたします。

それでは陳情、要請につきましては以上のおりとなったということで確認を致しておきます。

次に追加日程についてであります。追加日程1として議会推薦の農業委員会委員の東浦孝至氏、東井長治氏、森本吉隆氏から本年6月30日付をもって辞任届を提出され、その後任として議会推薦の農業

委員に、田中一正さん、福井建明さん、福田武二郎さんの3名の方を奈良県農業協同組合から議会において推薦願いたいとのことにより、議長宛てに提出がされていますので、議長から推薦することについて本会議において諮られることとなっているものであります。

また、追加日程2として、斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例についてですが、昨日の特別委員会で審議され、とりまとめがされましたので、議員発議で提案をされることとなっています。

次に追加日程3として、年金法成立について今後の対応を求める意見書ですが、厚生常任委員会では要請内容分ではとりまとめが出来ず不採択となっていたものについて、議員発議で意見書提出がされることによるものです。

次に、追加日程3、追加日程4については委員会で採択すべきものとされたものをそれぞれ議員発議されるものであります。

追加日程については以上ですが、これらのことについて質疑意見等がありましたらお受けしておきます。

(質疑なし)

委員長 事務局長。

事務局長 おはようございます。昨日の市町村合併調査研究特別委員会で住民投票に関する条例についてご審議をしていただきまして、その中で外国人の関係について、また年齢の関係についても、色々ご審議いただいた中で、条例の方訂正をさせていただいている所がございます。委員会の中で確認をしていただいた所もあるわけですがけれども、もとの第14条が発議第1号の中ではもうありませんが、もと14条の中で外国人の方を入れるという条件の中で申請をしていただく時間という規定がございましたが、日本国籍を有するものという事になりましたので、第14条については削除という事になりますので、条文が1条

ずつ繰り上がっていくという事になっておりますので、その辺をもう一度確認をしていただきたいと思います。それから委員会で確認していただきましたものにつきましては、全て訂正等させていただきましたので、その点も合わせてよろしくお願ひしたいと思ひます。最終日には正副委員長名で発議をしていただくという手順になります。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

委員長 今の事を含めても何かございませんか。

(質疑なし)

委員長 それでは、追加日程については、これで確認してもらいましたという事でよろしくお願ひいたします。

発議第1号から発議第4号について賛否の討論が必要ということになりましたら、これについても賛否の討論はそれぞれ1名づつということで確認をしておきたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それではこれをもって協議事項(1)については終わります。

次に(2)次期定例会等の日程についてを議題と致します。事務局から9月定例会の日程(案)について説明を求めます。

事務局長 平成16年第4回斑鳩町議会定例会の日程の案につきましてご説明をさせていただきます。まず、初日ですが9月1日から本会議を始めさせていただきます。最終日が9月22日という事で会期が22日間という事で設定をさせていただきました。毎定例会につきましては、初日が町の部長会とかの関係で2日とかの開会もさせていただきますが、9月については水曜日から月の初めという事になりますので、一般質問の中身と議案熟読等の日にちを考えましたら、どうして

も2日からするのは無理なような状況がございましたので、理事者側の方でも日程等については事前に調整させていただきまして、9月1日からという事で設定をさせていただいております。9月議会につきましては、決算審査特別委員会もありますので、また、事前の8月の各常任委員会で決算審査特別委員会の方に出させていただき議員さんについても選任の方よろしくお願ひしたいと思ひます。それから9月が祭日等入っておりますので、本来でしたら議会運営委員会が終わりまして、一日休会をとっていただきまして、議事内容等の整理をさせていただいて本会議という事でございますが、決算審査特別委員会もございまして、また間に祭日も入っておりますので21日を休会とさせていただきますまして、最終22日という事で設定をさせていただきました。それと各特別委員会ですけれども、これにつきましては、進行状況によって、また市町村合併調査研究特別委員会なり都市基盤整備特別委員会は担当課の方と相談させてもらって、また事前に議会運営委員会の皆さん方ともご相談させてもらう中で日程の方組み込んでいきたいという事で常任委員会と議会運営委員会しか委員会は入れておりませんので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

委員長 　ただ今局長の方から第4回定例会の日程について説明がございました。これについて何かご質問ございませんか。

委員長 　いつもでしたら最低2つ位考えて欲しいと言ってますけれども、どうしても9月は1つしか納まらないという感じで。またその中でいつもの事ですが、休会という名前がたくさん目立って長いという感じがするんですが、打合せの段階で、祭日とか土日は休日という表示はどうだろうという事も相談したんですが、この要覧の中で47ページ8番に、会期内の日程表の作成にあたって、土曜日には会議、委員会等を割り振らないことを原則とするとか。

中川委員 　一点だけよろしいですか。さっき局長言ってくれはったように、特

別委員会はその状況に応じて、また取り込むという事だけれども、例えば駅舎なんかは9月、今から3ヶ月後だったらどの辺まで進んでいるのか、どんな状況か分からないけど、例えば都市基盤を開催しようと思ったらどこへ入れるのか。

事務局長　これは9月議会の定例会の日程表でございますが、特別委員会につきましては閉会中も審議できるという事でございますので、状況に応じては7月、8月にさせていただきます。その進行状況によりまして、定例会中にもご審議願う事もあるかも分かりませんが、会期中の中には入れさせてもらってないという事ですので、今まで会期中に入っていたわけですが、前の時に会期中から除くという事でご審議していただきましたので、今回につきましても抜いているという状況です。

委員長　特別委員会ですので、特別に会期中でなかったら開けないという事ではありません。その時々によって開いたという事もあります。これは定例会の日程を組むという事ですのでその事だけ配慮していただきたいと思います。

先ほど先走って申し上げましたが、会議規則の10条に日曜日及び休日は休会とするという項目がありまして、表示の仕方としてはやはり日曜日も休会という事で、今までどおりしておこうかなという事で提案してもらっていますので、その点も一つお願いします。何かこれをぱっと見たら休会がたくさん、言われ兼ねないので、そういう人もいますので。

三木委員　意見としていいですか。今おっしゃった通りなんですけれども町民の方々も土日議会はないという事分かってるわけで、たぶん議論されたと思うんですけれども、今見ると休会が多いという部分で、その土日の所にあえて休会という事をね、会議がないわけですから、入れるのは、何かもっといい、先ほど休日と出ましたけれども、そういう事

は再考できないのですか。

委員長 今の三木議員の、それで休日というのももう一つかなという事もあったし、他の町も見せていただいたら、開いている日だけを一行に並べてしまって、皆さんに広報しているという町もあります。それは会期中の間に開いている日だけを表示したやり方もあるし、この形が一番いいのかな。中には気にならないという議員さんもいますし。

中川委員 休会と入れずにまた何が起こってもいいように、急に開くか分からないので、空けといたらあきませんの、白紙で。わざわざ休会や、休日と入れないで、予定の入ってない日は白紙のままおいておく。それは何か障害ありますの。

委員長 会議名という欄だから。

嶋田委員 括弧書きで休日の為というのはだめなんですか。

委員長 それと中川委員が言われてる件について、中川委員が言ってる話では例えば今の都市基盤等の特別委員会を入れる時に、16日休会となっているけれども、どうしても日程が入らなかつたらこの日に特別委員会を持ってくるという事もあるから、休会としてあつたら開かない予定なのに、という事で、弾力性をもった表示の仕方かなと今、ほっと思うんです。土日については、休日とわざわざ書くのもあれだし、括弧して休日の為と書くのもまたあれかなと思うしね。

三木委員 これ、確かに休会というのが目立つ。町民の方が見てどう思うか、という事もあるんでしょうけど、土日を取つたら6日間消えるんですよ。普通でウィークデーで5日間ですね。かなりその辺が見た目も含めて違って来るから、何か休会という形ではなく違う項目でもいいからやったらいいかなと。

事務局長　　今、この日程表につきましては、委員の皆様方に見ていただいているのは、日にちが分かるようにという形で載せさせてもらっていますが、町民の皆様方へは実際会議のある日にちだけを載せています。議会広報等、今日資料として入れさせてもらっております議会のホームページの中でも休会の日については入れておりません。色んなご意見もあるとおもいますが、この日がどういう日かという事、全体を見てもらう時に分かりやすいという形で取り決めさせてもらったので、別にこれでなければいけないという事ではないのです。町民の皆さんには休会の日は全て抜いておりますのでその点よろしくお願ひします。

中川委員　　結局職員さんなり議員に配布されるだけで、それでいいの違ひますの。

委員長　　分かりました。ちょっと取りこし苦勞と言うのか、いろんな住民の事を考えただけだという事で、処理をしておきたいと思ひます。他の議員さんにも、そういう話がありましたら、一応議運では・・・という事で、という事で議員の中でもそういう勘違ひ、私がしたように勘違ひされてる議員さんもおられると思ひますので、その点もし何か言われた時には議会運営委員会の委員として説明をしていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

他に何かこの日程について意見等はございませぬか。

(質 疑 な し)

委員長　　それでは次期定例会等の日程についてを以上で終わりたいと思ひますがよろしいですか。

(了 承)

委員長 次にその他について委員の方から質疑、意見等がありましたらお受け致したいと思います。

委員長 先に局長の方からの報告がありましたらお願いいたします。

事務局長 お手元の資料に配布させてもらっていますように、本会議最終日、定例会終了後に斑鳩町婦人会の政治学習会が予定されております。当日の次第につきまして、レジメに沿って進めていきたいなという事でご提案をさせていただきたいと思います。当日住民の皆様方に説明させていただきますのに、このインターネット、ホームページの方から出しました資料と、今まで各市町村の議会運営の視察に来られる時に、斑鳩町の議会しおりというのがございますが、本日はつけておりませんが、その2つを提示させていただいて、主にこのホームページの中のやつでご説明させていただいて、それであと質疑意見交換等を進めさせていただきたいなという事で考えております。それと会場ですが、婦人会さんの方から当日は28名の会員さんのご出席になるという事ですので、第一会議室の方で会議場所の方設定させていただきました。今までみたいにコの字型とかそういう形では場所的には難しいので、講義形式みたいに対面式で座っていただくという形で計画をさせていただきました。当日また議員さん、どれくらい出席していただけるか分かりませんが、ある程度人数座っていただけるような形では考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 局長の方から最終日の婦人会政治学習という事での説明がありました。これについて、何か意見、質疑がありましたらお受けいたしたいと思います。

中川委員 一点だけ。ある程度の出欠、予定を取っておかないと設営というのか椅子の数とか、例えば16名だから16脚ある、3名しかいてない、

だったらあまりにぶさいくだから、ある程度の出欠を最終日の午前中
に取っておいてもらった方がしやすいの違いますか。

委員長 そうだと思います。議長の方から当日最終日ですけど、全協で出席
してもらえる議員さんを確定してもらいたい。それによって中川委員
おっしゃったとおり、この学習会への出席は当初から議長も強制はし
ないという事ですので、人数を掴みにくいと思うんですけど、当日最
終日の全協でとっていただくようお願いしておきます。それでよろ
しいですか。事務局も。これはちょっと他の委員会の事もあるんです
が、私は広報の委員長もしてまして、広報委員さんには副委員長と相
談をして、短時間で委員会を開くという事で、1時30分には学習会
に行けるようにと考えておりますので、また木澤副委員長から相談あ
ると思いますけど、よろしくをお願いします。

三木委員 学習会の件なんですが、式次第見ますと開会から閉会までありま
すが、開会から3までは事務局が進めて、研修からの議事進行という事
になるんでしょうか、議運が仕切っていく？

事務局長 研修の中身に入っていましたら、私の方からホームページに記載
をさせてもらっています、これについて概要の説明をさせていただきます
。その後質疑、応答、意見交換という形で進めていただきますので、
進行についても私の方でさせていただければいい、という事であ
れば私の方でさせていただきますし、議運の委員長が進行していただ
くという事になりましたら、その辺はお願いしたいと思いますが、一
応進行の方は事務局の方でさせていただこうかなと思っておりま
すので、よろしくをお願いしたいと思います。

委員長 視察等で研修会をさせていただいてる形で似たようになるんじや
ないかと私自身は思います。事務局の方で進行を最終までやってもら
って、答弁はいろんな議員がその質問について答えていくと、そういう

形が一番いいかなと思っているんですが。あまり議員が進行していくと質問がなかなか出にくいと思いますし、だから皆さんで色々こういう事でどうや、という質問だったら皆さんで考えて、意見がみんな一致してなくてもそれはいいと思うんですけどね。学習に来られるという事ですので。

嶋田委員 何名ほど来られるんですか。

委員長 先ほどちょっと、28名。

委員長 28名という連絡を受けましたので、会場を地下に移そうかなという事も考えたんですけど、学習会の打合せに来られた時に、3階へあまり上った事ない、という事で、3階がどういう形をしているのか、3階でどういう部屋があって、という事も学習したいという思いがあったので、何とかできないかなという事で。昨日の特別委員会見てたら3人ずつ座ったら何とかぎりぎり座れるのかなと、ああいう形が一番いいなと思ったけれども、対面式しか仕方ない。対面式の時の弊害としたら意見を言っておられる時の顔が見えない、後ろの人はなかなか言わないだろうし、という事も考えられます。とりあえずそれで我慢してもらおうかなと。活発な意見が出るのを期待してるんですが。

三木委員 今のご説明の中で3階を見てもらうという事になったら議場も見てもらうという事になるんですが、できる、できないは別にして提案なんですけど、子ども模擬議会も8月にあるわけですが、短時間で、5分でもいいんですけども、来てらっしゃる議員の方が自分の席に座られて、議長さんも座られて、事務局長さん隣にいて、28名の方が傍聴に来て、議会はこうしてるんだ、という事の模擬的な事もちょっとやってみたらどうなのかなという提案してるんですけど。

中川委員 三木議員がおっしゃる意見は、婦人会28名が1時30分から勉強

会を開始するのであれば、会期中、閉会するまでに28名で傍聴されたいだけの事であるから、無理にそういう次第に入れる必要はないと思います。

委員長 議場を見てもらう時間というのはどれ位取れるかなという事もまず一つあるんですけど、1時30分からだけになっているけど、本当に見てもらうだけの事になると思います。中に入ってもらえるというだけ。時間的に、もしその場所で、議場の中でこうして座っているんだ、という事、そこにいてる議員だけでも自分の席はここだと、ここに座っている、議長はあそこだ、という説明もしてもらいますので、この学習会で議会という事にある程度の馴染みを持ってもらおうという、来やすい所だという事で宣伝させてもらえたら9月議会には揃って傍聴に来ていただけるかなという期待もありますので、当日そこまでの時間がたぶんないと思いますので、色々考えていただいておりますけれども、ちょっと無理だと思います。

他にありませんか。

(質疑なし)

委員長 もう、事務局の方はないですね。
それでは元に戻りまして、2、その他について委員のほうから質疑、意見等がありましたらお受けしてまいります。

里川委員 あさって、6月議会終わるんですが、視察に関する事なんですけれども、9月議会には視察どこへ行きます、議運としてはどこへ行きます、こういう目的でこういう所へ行きますという事を9月議会にかけていかなければならないという状況の中では、この間に視察先については、どういう内容でどこに行くかという事を限定しなければならないと。そしてこれまでの慣例によりますと、これはあくまでも慣例なんですけれども、視察については副委員長が努力すると。企画したりする時

に副委員長が担当するというような慣例もこれまでである事から、今度の視察に関しましても、委員皆さんのご意見を聞かせていただきたいし、議長の方から議運に対して何か諮問などあれば非常にその事についての研究もできるという事もあつたりします。

私自身は今後もより開かれた議会を目指すという観点で先進的な取り組みをされてる所などもまだもうちょっと見てみたいな、という気持ちもあるんですけど、議長が何か諮問されたり、議運で研究してほしいな、という事があればお聞きしたいし、委員さん達のご意見もお聞きしたいというのがちょっとあるので、是非皆さんからご意見をいただけたらと思うんです。

委員長

里川委員からの話もありますし、ここにもレジメに付けてますが、閉会中の継続調査申出書という事で、これは委員会の方で決まった次期議会の日程、私としても議長なりまた委員の皆さんから継続審議として、やはり今年度はこういう事で集中して勉強しよう、という提案が欲しいと思ってますし、前回初めての議運の時に議長にも何かないか、という事でお聞きしたかったんですが、里川委員からも継続審議として行けるような事がございましたら、議長の方でお願いいたします。

議長

今の副委員長の意見ですけれども、うちの議会としては常任委員会ごとの研修が主ですよ、だから常任委員会として自分の担当はどこへ行きたい、どういう事を勉強したいという事で今日まで行ってきました。よその議会は全体で行く場合もございます。今、町村合併の問題もあるし、前も行きましたけど全体で合併された所、没になった所も研究になるかなと思いますけれども、一つは常任委員会ごとに研修というのは、今の議会のあり方だと思います。少し聞いたら小さい議会になったら全体で一緒に行くというような関係、その点がちょっと難しいかなと思うんですけど。皆さんに諮って、全体で今度は行きたい、また常任委員会ごとに自分らの専門の所を勉強してもらおう、というの

だったらそれでいいと思いますし。一応これ諮ってもらったらいいと思いますけどね。

委員長

常任委員会で研修に行くというのは、私は正論であると思う。今までの斑鳩町議会も、私自身が聞かせてもらってる中でね、以前は監査請求が出て、住民訴訟にもなったというような経緯も踏まえて、全体で行く方が視察に行く目的がはっきりしなくて、それより経費はかかっても委員会ごとに今、里川副委員長が提案した通り、これは私らは住民のために視察に行くのだから、常任委員会ごとのテーマを決めてきちっと行くという形で、全体で行くというのは、これは話がちょっと無理だと私自身は思います。その事で議会運営委員会に視察のあり方という事で諮問という事になれば、視察というものはどういうものだという事があれば研究もしますし、ただ、今議長がおっしゃってるように、全体で行けるという事はたぶん議論にならないと思いますので、私先に口出ししたけど、委員さんの中でどうですか。

西谷委員

常任委員会、議運の中で今まで僕は何回か行ったけど、実際に議運というのはその地域地域の特色がある中で、わざわざ視察に行って得るものがあるのかな。何回か行って結果なんですよ。今回でもこれまでずっとやってるけど、今の議運の中で具体的にどのような事が視察によって得られたのかな、という事を考えたら、差し迫って絶対これをしないといけない、というテーマがあれば別ですが、今の状態の中では別に議会運営委員会としてわざわざ視察行って何か得ようという所までは、差し迫ったようなテーマが私はないような気がしますので、視察は止めておいた方がいいかなと思います。

委員長

西谷委員の、視察は学ぶ所がないというのですか、それも一つの考え方だと思うんですが、私は他の先進地視察という名前のもとで行くんですが、そこが私達の考えられない事をやっている、それが西谷委員おっしゃる通り斑鳩にマッチするか、と言えれば必ずしもマッチしな

い。そういう事でダメやったなという事もあるんです。実際に2年、2つの委員会制度で私の方からあの時議長でしたので、委員会のあり方という事で諮問させてもらって、松田委員長、里川副委員長だったと思うんですが、2委員会では委員会中心主義でやっているという情報のもとに行ったら、どういう形でやっているのかな、とよく聞かせてもらったら、それは委員会中心ではなかった、形式的な委員会中心主義みたいな形だったから、やはり2常任委員会では無理だという結論でそれはしなかったと、それだけでもやっぱり3常任委員会では委員会中心主義でやっていこう、という事で当時まとめていただいたし、そういう事でもやはり行くべきだという事で、視察についてはまた議論、9月議会でしたらいいと思いますが、今年度の議会運営委員会としては、そしたらどういう事を継続審議について挙げていかなければいけないかなと。昨年度は西谷委員の方から土日議会、休日議会について、という事でいただきまして、議長諮問ではなかったけれども、委員会としてこれを継続で審議していこうという事で色々視察もさせてもらって、結果的には最終的に全員協議会の方で話を持っていった所、議運でまとまらなかったら、もういいの違うか、という話になってしまって、何か歯切れの悪い結論ついてしまったから、提案された西谷委員においてはちょっと消化しきれなかった部分もあったかなと思いますし、そのように、これは前回の議運の時に一応皆さんから意見を吸い上げておくべき、また議長からもいただいておくべきだったと思うんですけど、私の方で漏れてあったし、今、副委員長から視察にかけてそういう話もしていただいていますので、視察に行く、行かないというのは次の時に議論させていただきたいと思いますが、とりあえず、とりあえずと言ったら言葉悪いんですけど、議会運営委員会として今年度は今年度の斑鳩町の議会運営委員会としてはこの事をもうちょっと掘り下げてみようか、とかこの事について研究しようという事で、課題に取り上げたいと思うんですが、その意味で副委員長はおっしゃったんだと私は思っているんですけど、議長から視察の行き方について、というような提案もあるんですが、私はあんまり議論、議会運営委員

会として取り上げていくのはちょっとしんどいかなと思いますので、他でもし議長の方であったらあれですけど、それと合併云々の話は合併特別委員会でされると思いますし、またその時に提案してもらえたらいいかなと思いますし。

里川委員 昨日、合併の特別委員会の中でも合併した場合の議員定数の問題が議題となって、議員の方に意見を求められた経過はあったんですけども、その中で意見を述べられた議員さんも少ないですけどあったわけなんです。でも多くの議員の方がそれに関してまだ意見をおっしゃってないような状況もありましたし、具体的に在任特例だったらどうなのかとか、定数特例でいってどうなのかとか、議会のあり方としては合併した所でどんな経過を辿ったのかとか、そういう研究と言うのか、議運としてそういう研究をしてみるっていう事もいいのかなっていう風な気は私もちょっとしてるんですけど、それは個々にすればいい、という事になればあれですけど、議運としてもそういう特例を使った場合どうなのかという、先進地でどういう事が起こっているのかとかいう研究を、昨日の特別委員会でも意見は少なかったんですけど、一つの意見だったわけではない、2つの意見だったわけですけど、ちょっとそういう研究もしてもいいのかなという気はしてるんですけど。

西谷委員 副委員長言われたけど、実際に新聞やニュースなんかで見てて、結局皆批判浴びてるのは、特例法で県議会より多いような議員が居てるとか、何のために合併、お前らの、議員の身の保全のためだけやないか、みたいな批判がある中で、僕はこんなん論外だと思う。実際合併したら市長選と同時に市議会選挙をしないと、言ってる事、合併で事務の合理化と言ってる中でわざわざそういう事を議運の中で研究するという、結論は分かっていると思うけどな。

委員長 特例を使う、使わないというのはあまり議運の方ではちょっとあれ

なんですが、私も今、お2人の話を聞いていて、例えば類似団体、今まで町の議会運営委員会だから町ばかり行ってたんですよ、ほとんどね。だからそしたら合併したら34人の定数の所、類似団体の市役所、34名位の議会というのは、どんな運営をしてるのか、というのは合併に向けてではなくて、合併したらそういう風になってくるんだという事で、今から議会運営のあり方を研究しておくのも一つの方法かなと。これはまた視察の方法ですけどね。今のちょっと視察という事は次に置いといてもらって、テーマをもうちょっと出してもらいたいと思うんですけど。確かに合併は今一番大きな問題で、それは合併特別委員会というのを設置してあるし、何の為に設置したのか分からないような言い方はあった人いてはるけど、それはちょっと認識不足だなと私は思うし、合併特別委員会を全員でしているという意味がもうちょっと分かっておられなかったら、そこで議論される事だろうし、そしたらどういう事を研究するんだ、という事をもうちょっと頂きたいと思います。

嶋田委員 合併の関係は合併特別委員会がありますので、逆に今の斑鳩町の議員定数でどうやねんと、実質審議していく中で過不足があるのかどうか、そこら辺の研究の方がよりいいのではないかな。16名という議員定数がもっと少なかったもいい、もっと多かってもいい、とそこら辺の議論があってもいいのではないかな。それが将来合併した時にはこうなる、という形に発展していくんであろうとは思いますが。それと私この1年でやっていただきたい。これは議運でするのかどうか分かりませんが、陳情書の扱いに関する委員会のあり方ですね。そこら辺ちょっと、議運でするのかなという気はありますが、委員会によってまちまちですし、ちょっと疑問に思うようなところもありますので、そこら辺議運で調査・研究していけたらな、と思いますけれども。

委員長 確かに委員会と言うんですか、こういう事言ったら委員長に失礼な

言い方になるかなと思うんですが、それはちょっとこらえていただきまして。委員会運営というものについて、全体の、例えば今嶋田委員がおっしゃったように、陳情・要請とかの付託自体ももう少し慎重に考えてやっていかなければいけないかなと。今回の結果見させていただいておって、私自身もあれっと思った事もあるし、先ほどちょっと拘ってましたけど、人権ですか、厚生常任委員会の中で意見がなかったという事で、付託するのが議会運営委員会として、議会運営委員会としてまとめた、付託するという事自体が意味がなかったのかなという反省もあるんですが、その事をもって厚生常任委員会に物申す事は議会運営委員会としてもこれは出来ないと思うんです。それらについては、議会の長である議長がやっぱり諮ってもらいたいと思うんですが、それらについては、議長どのように。と言いますのは前回の議会運営委員会で、要請第2号人権侵害救済法の早期制定を求める意見書、という事でこの議運で諮らせてもらいました。これをどういう取扱いにしようかと。その時に議長が付託して欲しい、議長としての意見をとる事をおっしゃって、確か西谷委員ですかね、付託して審議すべきだと。付託先は総務委員会という意見がありました。他の方に付託するかしないかという事を聞かせてもらったら、意見がなかったもので、それでは付託する事に議運としても決めますよと、その後付託先に、という事を言えば里川委員が人権の事もあるし、厚生常任委員会、里川委員は副委員長もされてますし、厚生常任委員会の。それで議会運営委員会としては議長からも意見もあった事だし、議会運営の委員さんからもやっぱり行政者の事も踏まえて斑鳩町議会としてはどちらになるか議論しようという事で付託させてもらった、そういう流れだと思うんです。ただ、報告を聞かせていただいたら、この事については別案委員会の中では意見、質疑もなかったという事で取りまとめの段階で不採択という事で委員長からも取りまとめの時の意見、そういう説明もなかって、委員会としては不採択という報告でされていたと聞いているんです。そこへオブザーバーとして議長もおいでですので、それだったらその内容をもう少し、委員会として議事録残る所

へ出してもらわないといけない、というように諮っていただけたらありがたいかなと思うんですけど。それらについてどのように。

議長 私ね、この要請について人権問題という事でこれは皆に諮ってもらったらい、付託していただきたいという事で私は思っただけで、これは常任委員会で取り上げてもらえなかったというのは、私もオブザーバーで入っていて、私も・・・もうちょっと掘り下げて審議していただいてもよかったし、これはもう委員会で不採択でいいの違うかと、結果出たらこれは仕方ないし、委員会に付託されてるのだから。

委員長 私ね、申し訳ないけど、その事が議事録に残る段階で委員会を運営していただきかったんじゃないかなという事なんですよ。というのは、議事録にはもうこれでは別段意見何も無いという事で終わっているんです。それでいきなり休憩を解いて再開した段階で、これは不採択だ、という委員長からの報告だけなんです。という事は、その文言をもってこの要請者の方に、何か審議しようという事で議会運営委員会では諮ってもらって出したのに、その委員会では何も審議してないのではないかと、そういう具合に形はなってますので、その点についてももう少し議長としてね、委員長にそういう進め方だったらいかんと違うかというアドバイスはしてほしいかなという事なんです。

議長 私の勉強不足でこういう結果になった。

委員長 その前に議会運営委員会としても、付託するにはもう少し慎重になっていった方がいいのかなと、今、私自身も反省しています。と言いますのは、年金法については一応皆さんに聞かせてもらったら、議長は配布という事で、結果的には配布したのと同じような形になってしまっているんですけど、一応それは厚生常任委員会で議論してもらってまとめが出来なかったという報告はしてあります。それらについてももう少し議論する時に、陳情・要請、嶋田委員がちょっとそれらに

もうちょっと研究したらいいのかなという話の中で、こういう形になっていってしまってるんだけど、その事もやっぱり研究しに行くというのもものすごく難しいと思うし、この中でどうしていくかは特別に挙げなくても、私らの仕事ですからこれからしっかりと陳情・要請に対してはここでもっと議論を深めてから決定していきたいなと私自身もそう思いますので、議会運営委員の皆さんもそれでしっかりと勉強していきたい、議長はその中のアドバイザーとして認識してもらいたいな、という事でお願いしておきます。今の議論の中で委員さんの方で何か。

西谷委員　　今話を聞いてたら、委員長言うように、依頼者から見たら議論もしないで否決したのはおかしい。それだったらなぜ否決したのか、というのが問題になってくる。だから少なくとも議論をすべきだし、受けた委員会の中で委員会のメンバーがよく分からなくて、少なくとも担当課からこれはどういう事やねん、という事を聞いて理解する、少なくともそういうプロセスは絶対必要だと思う。それをなしに、こうなったから要望書とか陳情を考えるのではなくて、そもそも委員会で審議するあり方自身が全くされてなかった現状の方が問題だし、僕はそういうことが大事だと思う。やっぱり僕は否決、少なくともそれだったらどういう過程において、せやから時期としては当然なくなった事項だから時期的にもう国民全体の中でやっていかないといけない問題だからバツにしたんや、とか具体的な部分、それはそこで議論してもらおうべきだと思う。

委員長　　その事でこんな事言ったら厚生委員長に怒られると思うから、そこらは議長も色々アドバイスしていただきたい。それから年金法の問題の要請文についても、聞かせていただいているのは、議員発議される方も同じ思いで今の意見書案では閣僚の退陣を求める、とかちょっと刺激的な文言があるから委員会としてもこれは、という事で。それについては、今度発議される方も同感だったと思うんです。そしたらそれ

はこの意見書案で出してくれという、案の中に入っただけやったら私はそれを修正して、と言うかやり直して委員会として気付いたという事で全員で出して頂く方がありがたいなと思うし、その本文の中にもその事が入ってたという事で、委員会としてはこれは不採択、それでももう少し変えて意見書を出されるという事ですから、その部分についてはそうしてきちっと意味が分かる不採択の形だけど、人権の方はどういう委員長報告されるのかちょっと分からないけど、聞いている範囲ではいろんな意見が出たのかも知れないけど、西谷議員が言うように、理事者がおる前で、この分について疑問点は当然理事者側へ聞いて、これはこうだけどどうやろ、というそれすらなかったみたい。それでいきなり取りまとめという事になっていってしまって、再開後これは不採択という説明しかなかったと、そのように聞いています。ちょっとまずいんじゃないかと心配しただけで、議会運営委員会でのこの言ってるというのは、また他の委員会にあれだから、これはきちっと説明をしていただきたいな。建設の常任委員長もおられますし、そういう事です。うちの副委員長が厚生の副委員長ですから、一応弁明してもらいましょう。

里川委員 実は取りまとめ、というのは、これまでもこういった要請書受けた時には、私も過去に総務委員会にもおりましたし、厚生常任委員会も長いです。メンバー構成も色々1期目、2期目、3期目と代わってきてますので、委員長になった方のやり方というのは多少違いはありますので、先日の件につきましては、取りまとめをするという事で休憩に入って、私は意見は言わせていただきました。要請3つ受けてましたけど3つともについて、私は委員長に対して取りまとめの段階で意見は言いました。これまでだったら多分再開してその意見を言えと、再開した時にもその意見を言って、一応会議録にその意見が載るという形にして、そして取りまとめの結果こうしますという順序。大体会議録の中に残っている形になるという風に思うんですね、今までの私の経験上。ところが当日は一応意見は言ったんですけども、結局再

開してから意見を求めていただけないまま、結論をばあ一と委員長がおっしゃったので、それで委員会でそうされたけど、委員長報告でどうなるのかなと私もふっと自分の中では思ってたところがあるんですけども、その時にも私も副委員長という立場ですぐに委員長の方にもその事でご相談をすればよかったのかなと、今ちょっと反省もしてるんですけども、取りまとめに入って纏めの結果だけを言うというのはまずかったかなと。これまで私の経験上あったように、取りまとめの中で出た意見を、じゃあその意見を再開するから言って下さい、と言ってまたちゃんと会議の中でその意見をもう一度言ってもらった上で、じゃあこのように取りまとめをしますという形を会議の中で進めていくというのがベストだろうなど。取りまとめするのはいいと思うんですけどね。やっぱりそういう風に持っていくべきだったんだろうなという風に私も思ってる場所なんです。

委員長 厚生常任委員会がどういう形で委員長が取りまとめをされたのか、ちょっと私は疑問なんですけど、知らないんですけど、私が今まで所属してた委員会とかで取りまとめという時には局長もそこへ入ってきて、最終的に委員長が取りまとめ、こういう具合に再開したら話します、という事で議員さんに納得してもらって、一応文章で作ってするのが、私は取りまとめだと思うんですけど、局長にえらい矛先向けてるような感じになるけれども、委員長からそういう相談はなかったんですか。

事務局長 今回休憩中で確かに厚生常任委員会の副委員長の方でそういうお話はされましたけれども、委員会再開されてその辺の議論と言いますか、意見交換は議論はなかったです。次第の中ではこれは厚生常任委員会に付託されておりますので、ある程度の質疑なり意見はあるよという事で理事者側の方にも勉強しておけよ、という事で私の方から言ってたんですけども、肩透かしみたいな感じで、そしたら取りまとめの所でそういう意見が出るのではないかと、という事で一緒に同席はさせてもらっておりましたけれども、再開後委員長がそういう形で

された時に私の方からも委員長にちょっと声かけをさせてもらったらよかったのかなという所は反省している所があるんですけども、実際にこれを議会運営委員会で各委員会に付託してもらう時に全て委員会に付託するという事ではなしに、ある程度各常任委員会の方で議論があると、まとまる、まとまらないは別としていろんな意見が出るだろうという事で付託してもらうのが一番ではないかという事も思っていますので、またこれは議会運営委員会の中で付託のあり方については、またご審議して頂きたいと思いますので、ちょっと今回の事については私の方も委員長にお話をさせてもらうタイミングを外してしまったかなという事は反省しております。

委員長

局長の立場から委員長にそういう事を指示するのはいかんと思う、幸いにも斑鳩町は各常任委員会から出席して頂いていますので、議運のメンバーで、もし、その委員長なり委員会の進め方についてちょっと疑問があったら話してもらって、また局長にもフォローしていただきたいという事で、その件についてはまとめておきたいなと思うんですが、どうでしょう。

それと今ちょっと局長も議論してもらえらるだろうというのを付託、というのはちょっと難しいと思うんですよ、議運の中で付託した方がいい、という意見が一人でもあればやっぱり付託していくべきだと思うんです。という事は当然そこで議論されるという事で議運で整理していかなければならないし、付託先の常任委員会でちょっと局長の今の話で、ちょっとあげあし取るようで悪いけれど、当然局長も最初に言っていたように、当然付託しているのだからそこで議論があるんだろうと、それがきちっと議事録に残って要請者、陳情者に説明がつく委員会を開いてもらっている、委員会に残しているという事を今後気を付けて皆議会運営の方でもそれできちっとやってもらえたらいいと思いますし、副委員長、委員長、建水は両方おられますし、その点よろしくお願いたしたいと思います。

嶋田委員　　すごくいい事だと思います。これから研究、それぞれ勉強していく上ではいい事だと思います。この議運のメンバーが基本的に配布に留めるか、付託をすべきかという事を決めるわけなんです。という事はそれぞれ議運のメンバーの中で自分は配布でいいとか付託しないといけない、とかそういう意見持ってるわけですね、そして自分が所属している常任委員会でそれが付託された場合に何らかの意見を言わなあかん立場だと思うんです。そこら辺、議運のメンバーとしてこれからちょっと気をつけていかないとあかんなと思っておりますので。

委員長　　皆ひしひしと感じて、今後気を付けていったらいいと思いますので。そしたらまた本題戻したいんですが、私としては、一番欲しいのは継続審査案件として、何か題を、テーマを挙げたいんです、はっきり言って。これだけだったら次期議会の会期日程等議会の運営に関する事項等について、という事は何かせっかく議会運営委員会へという事で希望されて、私も色々皆さんにご迷惑かけながら委員長させて下さいという事でやった経緯もありますので、何か1つテーマを、他の議員さんにもこのテーマで今やってますという事で見せたいんですよ、それがまた私らの使命だと思いますので、何か1つテーマありませんか。

三木委員　　その前に、という事になるかも知れませんが、先ほどこの進行の中で里川副委員長が市町村合併の事をお話されて、各委員の方が話されて、嶋田委員の所にいかれて定数の件言われて、そこから要望書の件にあって、それから要望書になってきて、という事になってきてるんです。という事は、里川副委員長が言われた合併問題ですね、昨日の市町村合併について、ああいう形で、という事で意見を述べられて、この運営委員会でもそういう形で勉強会みたいなこと、やってもいいんじゃないか、という、その流れの中であつたと思うんですけどね、私も意見言おうと思ってたところで要望書の意見になったものですから、ちょっと戻していただけたらと思うんですけど、このまま続けて

いいものかと。

委員長

要望書の件はいいです。戻して、何かテーマを、総称して議会運営について、なんですが、嶋田委員がちょっと言ってる事ももう1つあるのかなと思ったりするんですよ。委員会の、これは2年前と同じ題になるんですよ、委員会のあり方。議会運営委員会として勉強しようとしたのは、2委員会か3常任委員会か、という事で委員会の運営まで議会運営委員会は口出しする事はまず出来ないと思いますし、その点嶋田委員が強力に言われた、この議会運営委員会の委員が自分らの所属する委員会でしっかりやろうや、という事でまとめさせてもらったと思うので、他にテーマをいただけたらなと思うんですが、なかなか難しい、定数について、という事についても、定数についてという事はこれも以前から議論はしてるんです。委員会のあり方についても、複線として定数の事もあるんです。その当時欠員が2名出たから14名で運営してた時ですので、委員会の数から定数についての話。ただ、時節柄、議員定数を増やすという事は住民が理解しがたい、という結論で、定数についてはこのままと。当時視察行かせてもらった所もいつ2常任委員会にしたか、と言ったら定数を下げたからしたんだと。確かに定数と常任委員会の数とはリンクしたもので、同じように定数についてはその時の議論で決着、決着と言ったらおかしいけど、今の定数で行かざるを得ないという事で、下げる事もできないという事で一応結論付けたと思うので、定数についての議論は再度ちょっと復するのは難しいと思います。

里川委員

私は委員長がそうおっしゃったんですけども、今回改選になって新人の議員さんもかなり増えてますし、それと以前は2名の欠員があったという事から出発しているという事もあって、今回は観点が合併問題の中で人件費の削減とか住民が色々そういう問題、効率的な運営とか言ってる中で、私は実際は定数については削減する意識というのは、今の時点で自分はないですけどね、ないですけど、先ほど嶋田

委員がおっしゃった定数の、議員定数の過不足についての研究をしたらどうかと。それは不足であるのか多すぎるというのか、その意見はともかくとしても、その合併問題に進んでる中で、議会自らがそういう効率的な運営という中で考えた時に、同じように議員の定数問題も研究してますよ、議会も自ら研究してますよ、という形をとるとするのは、別に私は一ついい事ではないかなと。別に私は減らす事についてはいいと思ってませんけどね、私としては。でも、そういう問題を研究するんだ、という姿勢については別に悪い事ではない、今の問題とは合致してるのかなという風には思います。それともう一点は、私は開かれた議会について、これまでも研究してきましたけれども、これからの時代、更により開かれた議会のあり方の研究をしていきたいという意識は私自身もありますので、やっぱり続けて開かれた議会の研究についてという事はやっていきたいな、という風には思っているところです。

三木委員　私も同じような意見なんです。ただ、昨日の特別委員会に出てまして、定数及び任期の取扱いについてのところで、合併特例法を適用しない場合がいい、というのが確か3人言われて、在任特例という事は1人言われたという事で、その後他にありませんか、という事で、これは即議長は、7町の議長宛にある意味で宿題という形、7月に出すという事、これが今、浅井議長に言ったわけですよ。私この事で、もう浅井議長に預けていいものかどうかですね。という意味では今、里川副委員長がおっしゃった、もう少しこの内容について、定数の事について、特別委員会なのかは別としても、この議運でこの事をもう少し検討、協議しなければいけない問題じゃないのかなという風に私は感じます。

委員長　私もちょっと勘違い、そこまで深く定数の事で考えてなかって申し訳ない。里川委員がおっしゃった事でやはり色々先ほどからの皆さんの意見の中にも、もし合併しなかったら経費削減の為に議員定数を減

らすんだというような姿勢も出しておられる自治体もありますし、それらで、そしたら議会というのは、定数を減らしたら委員会がどういう形になるのか、前の出発のとき。だからそういう事もリンクさせたいろんな研究ができるという事で、そういう事を、そしてまた逆に合併したら30人ほどの議会運営というのはどういう事がされているのか、定数についてもそれらがどういう形で動くのかという事を研究するのも1つの、議会運営委員会としての将来の議会運営について2つの選択があると思います。単独で斑鳩町がいく場合は当然定数を減らさなければならない、議会の機能としては減らしたら無理だと私はいつもそういう議論をもってますので、減らさざるを得ない、合併によって間接的に議員の数が減る。また、合併に消極的な人の意見としては、議員の数が減ったら住民の声が届かないという意見で色々話をされている方もおられますし、議員定数というものについて、もう少し研究、いろんなシミュレーションしながら研究していくのも1つの、今の私達の議会運営委員会としてのタイムリーな研究かなと思いますし、そういう思いで1つの課題という事でやっていけたら、と私も今思いますので、他の方でどう思われますか。

嶋田委員 合併後の数というのは合併の委員会で議論されたらいい事だと思います。私は現在の斑鳩町の議員定数についてを絞って考えていくべきだとは思いますが。

委員長 もちろんそういう事も踏まえて研究になるんじゃないかという事で申し上げているだけで、やはり今の時点でもう一度議員定数について、私は先ほどそれは議論済みだという事で、副委員長からそう言われますけど、と言われて初めて気がついたんですが、やはり今議員定数とはどうあるべきか、という事を議論するという意味でいい時期じゃないかなという意味で合併をしたらこうなる、とか合併しなかったら削減していかないといけないの違うか、という議論もちよほどタイムリー的にいいんじゃないかという事だけで、そういう風に理解してもら

いたいと思います。

三木委員　　ちょっと委員長の確認なんですが、合併特例法を適用しない場合の定数34となっていますね、次の項の定数特例の場合が68と。34の場合ですね、これの各町の議員定数なんていうものは、例えば公に法定協なりからこういう人数割りだとか、そういうものは出ているんですか。私はちょっと裏で聞いている話もあるんですが。

委員長　　法定協の委員としては何も聞かされていません。事務局からは広域の議長会で事務局案として出すにつけて各町の意向と言いますか、決定してもらってそれを持ち寄って多い所の事務局が出すというのではなくて、事務局は事務局としての正論を持っていると思うんですよ、監事会では。ただ、議員に直接影響のある協定項目ですので、まず広域の議長会に各町での空気を伝えてくれと、それで事務局でどういう形のものを提案するか、例えば3つのうちのどれで提案するか、そうした場合に選挙区というのは設置選挙の場合のみ認められた特別な事ですから、そしたらそれを使うのか使わないのか、それもまだ議論は出して来ないと思うんです。だから1つの案として、選挙区の採用という事も入れてくるのか、そこらもこっちからは分からない。それは法定協議会の中で提案された項目について色々議論があって、修正が加えられていって決定してくる。だからこれは向こうの事務局へ局長の方から報告してもらおうだろうけど、・・・的には特例法を使わず、という事で。そしたらそこで選挙区使いますか使いませんか、というのはあの時には話消えてません、それはこっちからの報告の中には含まれないんだという、在任特例の事もありました。それらで集約して協定項目を7月にまとめて出してくるんだと思いますし、・・・違うんだという話、それはあると思う。一応そういう方式を取ってきたという事です。

三木委員　　それでは、もう1点確認なんですけれども、広域7町の議長にこう

いう事で各町の意見を聞いて下さいという事で、宿題預ったと。それでは浅井議長に聞きたいんですけど、その時には34という定数の内訳だとか選挙区の権利、そういう話はなかったですか。そういう事も含めて検討してくれという事もなかったんですか。

委員長 局長説明して下さい。

事務局長 この間、先日の合併特別委員会の中でも口頭でご説明入ります前にお話をさせてもらってますけれども、説明させてもらった内容と同じ内容で合併協議会の事務局の方から報告を受けています。ただ、特例を使用しない場合、設置選挙でいく場合は34人以内で決めてもらう事ができます、という事であって、何名という事で決めてほしいという事ではございません。ただ、合併協議会の事務局案としては1つの案としては持っておりますけれども、それをいきなり出すというのは、議員の皆様方の身分に関わる重要な問題ですので、一応各町の議会の意向を聞かせてほしいという事で提案されました。その中で議長会の方でも、そしたら各町の議会の方で特別委員会が6月にありますので、7月に事務局の方からいきなり出すという事ではなしに、各町の意向を聞かせていただく中で、事務局で検討して1つの案として出していくと、その中に選挙区の事についてもございますが、ただ、選挙区についても幾つ設ける必要があるとか、また設けない必要があるとかいろんな議論が出てきますけれども、それらについてまで、議長会の方でどうする、こうするという事にはございませんでした。各議会の方で議論をして欲しいという事で当日終わっておったと思うんです。

三木委員 今の説明で分かりました。ただ、という事は各議会でもって定数についても議論をしてくれ、という事は7月度には各町の定数についても、斑鳩町は斑鳩町なりの方向性というのを出さなきゃいけないんじゃないかなと私は思っているんですけど、その辺いかがですか。

事務局長　これは先日も申し上げましたけれども、7月の合併協議会では各広域7町の議会の意向を踏まえる中で、1つの案として出されます。案として出されますので、それについては今までと同じように協議については継続協議という形を取られると思います。その中で事務局が出されてきた案について再度各7町の議会の方でもう一度その案について、どうか、という審議になると思います。どういう案で出されるかは私の方では分かりません。

委員長　漏れ聞いているのは、協議会の事務局が一応、局長が言っているように、議員の身分に関する事だから議長会に一応空気を吸ってきて下さいと。それによって提案する案を決定したいと。それで法定協に7月7日に出してずっと同じようじゃないけど、特に今度は議会で、各町の議会で議論してください、この案についてどういう具合に修正するんだとか、どういう方向で出すんだ、というのを出して下さい、それで次の時にもう一度確認、またそれが擦り合わせができなかったそれはもう一度継続という形で動くと思うんです。議長会でそうしていくんだ、という事を聞いた時に、議長の間ではたぶん議長会では議論してないんだと思うんです。ただ向こうからの聞いてくれますか、そしたら聞いておきましょう、というような事だけに終わっているように僕は感じている。局長からもそういう話は聞いているから、そこまでの突っ込んだ議論はたぶんしてなかっただろうし、今回、斑鳩でどれ、という事を決めてする事もなかったように思うし、だから定数についてもどういう風に。だからどういう報告で向こうがどういう具合に受け止めるか、斑鳩は特例法を使わない、という事でその3つの中からの事が、どれ、という事でいったら、使わないというのが大半だという使い方をするのか、大半は黙ってはったと。だからちょっとまあ皆に聞いてもらってもよかったのかなと思うけど、そこらをちゃんと伝えてくれるのだろうな、こういう意見がありました、こういう意見がありましたと。

中川委員 今の意見、委員長の答弁の中身・内容については特別委員会の中の議論になってきているから、議会運営委員会の継続調査申出書の題をくれ、という方にまた戻してもらったら。

委員長 ちょっと他の委員さんには申し訳ない。専ら議運の議論ではなかったと思います。これらの事に関して説明させてもらってたと思います。そういう事も踏まえた重大な、大事な時だし、議長も全員協議会で合併問題が一番問題の時だと言ってはるから、できたら議長も聞かせてもらいたいな、とそういう、いい提起かなと思ったからちょっと脱線しました。申し訳ない。またちょっと議会運営委員会としての元に戻したいと思いますが、そしたら開かれた議会というの大きなテーマですので、1つちょっと文書的にまとめるのは私は苦手なんです、特に開かれた議会の中で議員定数のあり方というんですか、それらをテーマとして継続、これは後の事になるんですが、継続審査案件として立てていきたいと思いますが、何かそれについて意見もう少し聞かせていただきたいと思います。

それを継続審査、定数を重点的に議会というもののあり方という事になってくると思うんですが、そういうので継続審査、後でもう一度確認させてもらいますけど、入れさせてもらいましょうか。

よろしいですか。

(了 承)

委員長 そしたらあっちこっちだいたい蛇行しましたが、もちろん9月にもう一度視察に行くか行かないか議論して、行くとしたらこういう経緯について、という形で一応準備してもらっておきましょうか。

他ございませんか。

嶋田委員 前回の本会議、定例会において陳情を受けました峨瀬集会所の自治会の方から陳情を受けまして、また、政治倫理審査会にも要請された

件なんですけれども、総務委員会で付託を受けて一定の結論は出させていただきました。そして政治倫理審査会に諮ると。これはそれぞれの誤解もあるやろうし、考え方の違いもあって政治倫理審査会に係るという事自体、僕は別段問題ではないと思うんですけれども、それが出た結果において、それだけで議会としていいのだろうか、という気持ちはずっと持っておったわけなんです。政治倫理審査会の調査の結果として、調査の結果の（三）ですか、前記で指摘したようにチラシの表現中には不穏当と思われる点もあるので、調査対象者らにおいては斑鳩町政治倫理条例第2条第1号に照らし、今後十分配慮されることが望まれる。という風な事を謳ってありますし、総務委員会の陳情書の審査結果として、いやしくも議会がこのようなことで、地域住民の不信をまねき、議会活動が制約される事になったり、議員の品位が問われているものと受け止め、議会全体の教訓とすることが大切、との結論を得た、というような結論を出していただいています。それで、ただそれだけで議会が放っておいたらそれこそ町民に対して余計に不信をまねくような事になるんで、議会としては何らかのアクションを起こした方がいいのではないかなど。そのように思いまして一応提案させていただきます。

委員長

1つの話として議会運営委員会でも私も話させていただいた経緯もありますし、嶋田委員の中でもおっしゃっているように、そういう結果が出たという事についての事で色々対象の議員さんについてどうのこうのという事はないと思うんですが、それについて議会運営委員会でどうのこうの、と言うんですか、むしろ私は16年度、これはまた臨時会の時の話になると思うんですが、16年度難しい年です、という事も申し上げて浅井議長が認識されているのかなと思う事もありましたので、どうですか、議会運営委員会で議論するのか、議長今率直な意見どう思っておられるのか、という事で聞かせてもらうというのはどうなんですか。

嶋田委員 私は議会全体で対応すべきものだと思いますのでね。

委員長 という事は議会全体という事は、議長の方にどうなのか、議会運営委員会で議論というのか、そして今、話を議会運営委員会で言ってもらってます。嶋田委員も総務委員でもあるし、陳情についてこういうまとめをした、という事だから総務委員会でそういう話をしてもらう場所もあるんです。議会運営委員会で言ってもらってるという事はどうなんですかね、議長はどう思っておられるのか、という事でもないんですか。

嶋田委員 議運で諮っていただいて、全協に挙げていただいたら、と私自身は思っているんですけども。

西谷委員 あのね、政倫審もやってる、総務委員会でもちゃんと審議した、審議したという中で我々が訴訟起こしてるのはそもそも峨瀬自治会そのものに、自治会規約もなかった、あるいは地縁団体も設立されたという事で言ってるけれどもそれ自身もおかしい、という事で今裁判やっています。そういう結果の中できちっと私は法的に結論が出ると思う。それでたまたま総務委員会の中でこういう結論が出ました、あるいは政倫審にかかった結果がこうやった、からと言ってそれがどうやと言うんですか。

嶋田委員 陳情者の思いとしたらね、処罰してくれ、というような事を書いてあった。ただし、そういう処罰できないという事ですね。ただし議会としては何らかのアクション、例えば口頭注意とかそういう風な事でもって一応、そういう行為でもって陳情者の思いに答えるという事を考えております。

西谷委員 あのね、実際に我々議員は法律や条例に基づいてきちっと仕事をす
る、審査をする、そういう中で出た結論について住民から私は付託さ

れて……。だから明らかに我々が調査してきた中では総務委員会で出た結論とは明らかに違う事実を知ってる。だからそれについて住民監査請求もしたし、住民監査請求出してもそれでもあかんかったから、ちゃんと法律的に則って30日以内に提訴が出来るという事で提訴しているわけです、そうでしょ。その中でその過程の中で出た結論について、いちいち私は嶋田議員からそういう事を言われる筋合いはないと思う。

嶋田委員 私はここで言う調査対象者ですか、その方に私個人がどうしろ、こうしろ、という事を言っているのではありません。議会として議会の品位を損ねる不信を招いたという事で議会として何らかのアクション起こしたらどうですか、と言ってるわけなんです。

委員長 ちょっと大変複雑な問題だと私自身も今考えておりますので、申し訳ないんですけど、この事で今の議論の中で、やはりこの議会の長でもありますし、議長の方で意見だけお伺いしておいて、この問題についてはちょっと委員長の預りという事ではしてほしいです。また、色々副委員長とも相談して議会運営委員会で取り上げるのかという事を慎重にやっていきたいと思えます。いきなりこの問題については、西谷委員がおっしゃってる言葉も、私としては、いや違うという反論、違いますやろ、という事は言いたい所もありますし、住民訴訟を提訴されたという事は別の問題であって、やはり総務委員会で総務委員長、元総務委員全員が文書でまとめさせてもらった、その真意についてはやはり当時の松田委員長からも聞かせていただいておりますし、委員会としての意見ではなくて、同僚議員としての意見ですよ、という事を謳っている部分もあるんです。だからそういう事でその後続けてと言うんですか、政治倫理審査会については同時にアクションを起こしておられたので、結論が出るのが向こうは遅かっただけの事ですので、住民監査請求については別の問題という事で私は認識してるんです。その事であまり私が意見を言うのも色々複雑にするだけですので、こ

れくらいにしておきますが、議長、今の嶋田委員の意見に対して何か考えを持っておられるのか、前議長については色々話はこの中でも乱暴な意見で止めた事もあるんです。浅井議長としては当然そういう今までなかったような審査会を開いて結果も出たし、そういう複雑な問題も抱えている時期でしたので、当然ある一定の認識もお持ちだと当然思いますし、今すぐにはそんな話できないならできないでよろしいし、ちょっとお願いします。

議長 　　ちょっと考えておきます。

委員長　　そんな状態ですので、すいません。嶋田委員ちよつとこの事については委員長預りでこの場をおいといてほしいんです。また議長と相談させていただきます。

　　それで西谷委員よろしいですか。

西谷委員　　いいですよ。

委員長　　他ございませんか。

（ 質疑なし ）

委員長　　他になればその他についてもこれをもって終わります。

　　なお、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてであります、先ほど色々議論していただきまして、ここに今配布しておる他に言葉的にどうしてもらおうかな。大きく議員定数について、というテーマでいいかな。

　　暫時休憩します。

（ 休憩 午前10時43分 ）

（ 再開 午前10時45分 ）

委員長

再開します。

先ほど色々議論していただきました中で、当委員会としましては、1つとして、議員定数のあり方について、次期議会の会期日程等議会の運営に関する事項等について、この2案件を継続審査としていきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

それでは継続審査案件の取扱いをさせていただきたいと思いますので、議長におかれましてはよろしくお願いいたします。

他に意見、質疑等がなければ本日の議会運営委員会については、これをもって終了いたしますが、議会最終日には特段の審議をお願いすることがなければ、全委員協議会の前に議運は開催しないということにしたいと思いますがよろしいか。

(了 承)

委員長

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を終了いたします。ご苦勞様でした。

閉会 (午前10時46分)